

扶養親族等の申告書

平成 22 年度の税制改正により、年少扶養控除（0～15 歳の児童一人につき 33 万円）及び特定扶養親族（16～18 歳）に対する上乘せ分（12 万円）が廃止され、住民税額の増額が予想されます。

養育医療における自己負担限度額は、住民税額を基に認定を行っていますが、これらの廃止に伴う影響をできる限り排除するため、税制改正以前の住民税額を推計し、その推計額から自己負担額を決定することになりました。

この計算にあたり保護者等の方については、それぞれ扶養している 0～18 歳までの方（前年の 12 月 31 日時点での年齢です。）のお名前と生年月日等を記載していただくものです。（所得税法第 85 条より）

扶養者(生計中心者)氏名	
受給者氏名	受給者番号

氏名	生年月日	扶養者からみた 続柄	前年の 12 月 31 日時点での年齢	
			0～15 歳※	16～18 歳※
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

※該当する年齢に○を記入してください。